

希少野生動植物種の個体等の譲渡し等及び譲受け等許可申請・協議の手引き

平成 19 年 3 月 27 日

一部改訂 平成 19 年 10 月 1 日

一部改訂 平成 27 年 12 月 1 日

一部改訂 令和 2 年 7 月 1 日

一部改訂 令和 8 年 7 月 27 日

1. 種の保存法の規制の概要と本手引きの位置付け

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保する観点からも、野生動植物の種の保存は極めて重要です。しかし、今日、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕しており、その要因の 1 つに過度な商業取引が挙げられています。商業取引のために、過剰に、あるいは違法に捕獲・採取されている野生動植物の種が多数存在することから、絶滅のおそれのある野生動植物の種を保存していくためには、こうした違法捕獲・採取を助長する商業取引を規制する必要があります。

国際的には、1973 年に、過度な国際取引により野生動植物の種が絶滅のおそれに瀕することの防止を目的とした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）」が採択されました。日本は 1980 年に同条約に加盟し、同条約に基づく野生動植物種の国際取引の規制のために「外国為替及び外国貿易法」に基づく輸出入管理を行うとともに、その実効性を高めるため、ワシントン条約の附属書 I に掲載されている種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）¹」に基づき「国際希少野生動植物種（以下「国際種」という。）」として指定し、国内における取引を原則禁止しています。

また、国内においても、我が国に生息・生育する絶滅のおそれの高い野生動植物の種を保全するため、種の保存法に基づき「国内希少野生動植物種（以下「国内種」という。）」に指定された種について、捕獲・採取等に加え取引も原則禁止しています。

これら国際種と国内種に、それ以外の野生動植物の種で保存を特に緊急に図る必要のある「緊急指定種」を加えた「希少野生動植物種（以下「希少種」という。）」の取引には、「あげる、売る、貸す」及び「もらう、買う、借りる」といった行為が全て含まれます。これらの行為は、種の保存法上、それぞれ「譲渡し、引渡し又は譲渡し及び引渡し」（以下「譲渡し等」という。）及び「譲受け、引取り又は譲受け及び引取り」（以下「譲受け等」という。）と表現されています²。

このような希少種の譲渡し等又は譲受け等については、環境大臣の許可を受けた場合や個体等登録を受けた国際種の個体等を対象とする場合など、一定の条件を満たした場合にのみ可能となります。

本手引きでは、以上のような希少種を譲渡し等及び譲受け等を行うことができる場合の要件、必要となる手続き、様式の記載方法等について解説しています。希少種の譲渡し等及び譲受け等を希望する方は、本手引きに沿って申請準備を進めてください。

¹ 種の保存法や規制の概要については、[「環境省 種の保存法とは | ワシントン条約と種の保存法」](#)に整理していますので、適宜ご参照ください。

² 種の保存法において、「譲渡し、引渡し又は譲渡し及び引渡し、譲受け、引取り又は譲受け及び引取り」については、「譲渡し等」と規定されていますが、本手引きでは分かりやすくするため、「譲渡し等」と「譲受け等」に分けて記載しています。

2. 譲渡し等及び譲受け等の許可申請及び協議の場合分け

- 種の保存法では、希少種の個体、器官及び加工品（以下「個体等」という。）の譲渡し等及び譲受け等は原則禁止されており、一定の条件を満たした場合のみ譲渡し等及び譲受け等が可能となります。ご自身の状況がどの手続きに該当するかについては、次ページ下の検討フローからご確認ください。
- 様式については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の事務に係る様式について」（令和5年7月7日付け環自野発第2307072号）の様式を指すものとします。環境省ウェブサイトからダウンロード可能です。

(<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>)

I 認定希少種保全動植物園等以外の方が譲渡し等を行う場合

譲渡し等したい対象について、

①**個体・器官・加工品**のいずれの形態にあたるのかを確認

②「規制対象種一覧」を参照し、**規制対象種及び形態**であるかどうかを確認

①**個体・器官・加工品**のいずれの形態にあたるのかを確認

個体・器官・加工品の定義は以下のとおりです。これらを総称して「個体等」と呼びます。

◇**個体**とは

- ・ 個体とは、**生死を問わず全形を保持しているもの**を指します。
- ・ 個体には、**卵及び種子であって、政令で定めるもの**を含みます。国内種及び国際種の鳥類の卵、国内種の爬虫類、両生類及び昆虫類（一部除く）の卵、植物の一部の種の種子が対象です（**規制対象の確認は②へ**）。

◇**器官**とは

- ・ 器官とは、毛、皮、爪、羽毛などの**個体の一部、派生品**を指します。
- ・ 規制対象については、政令で定められています（**規制対象の確認は②へ**）

◇**加工品**とは

- ・ 加工品とは、上記の**個体及び器官を原材料とする製品（作成過程のものを含む）**を指します。
- ・ 例えば、個体の加工品としては、はく製や標本、器官の加工品としては、毛皮製品、象牙を材料として印章などが含まれます。
- ・ 規制対象については、政令で定められています（**規制対象の確認は②へ**）

②「**規制対象種一覧**」を参照し、**規制対象種及び形態**であるかどうかを確認

- ・ 種の保存法における規制対象（対象となる種、形態等）については、以下の環境省ウェブサイトに掲載されているExcelファイル「種の保存法における規制対象種一覧」からご確認いただけます。

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

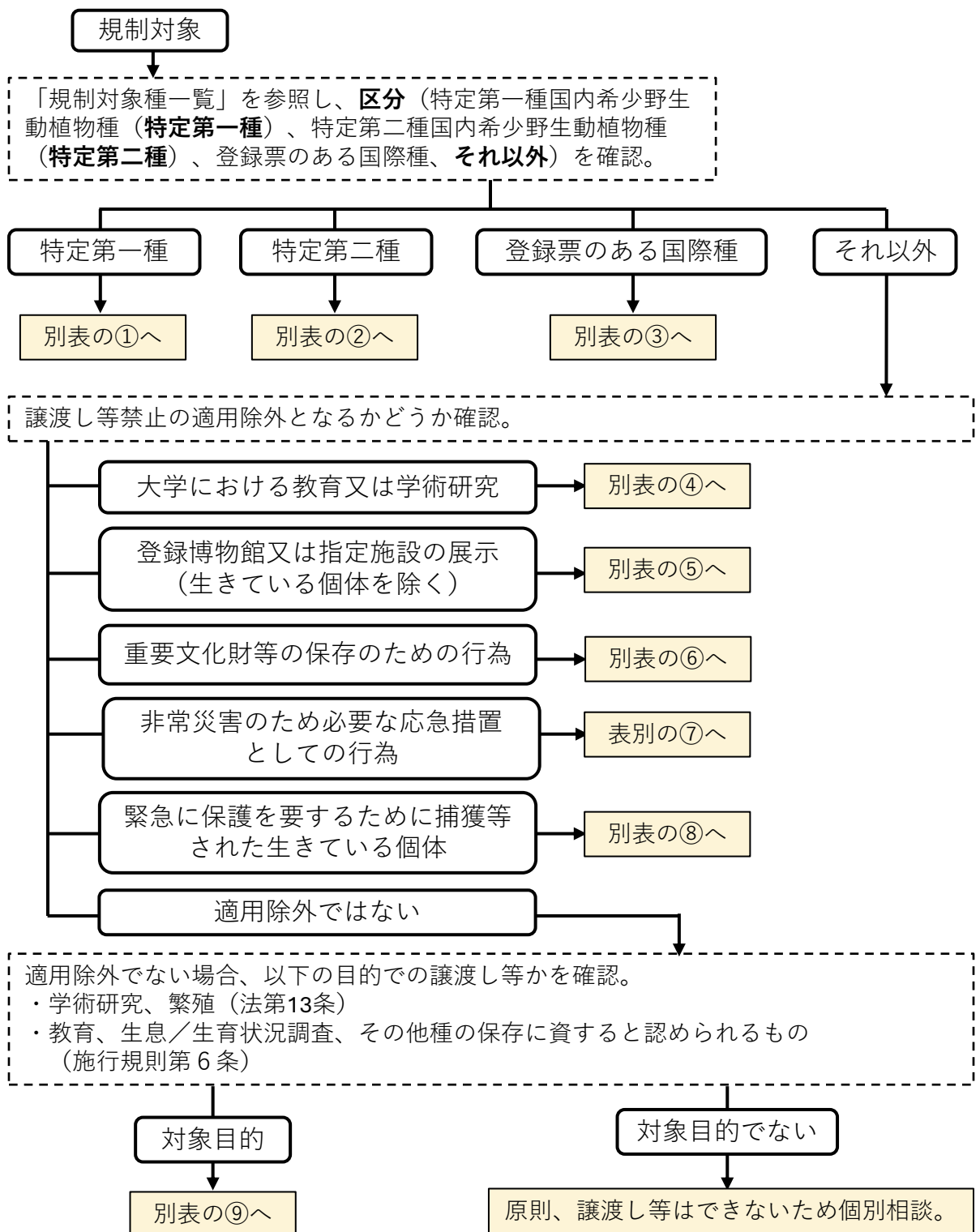
- ・ これは、規制対象を定めた種の保存法施行令別表第一～第七を一元化して整理したものです。

規制対象

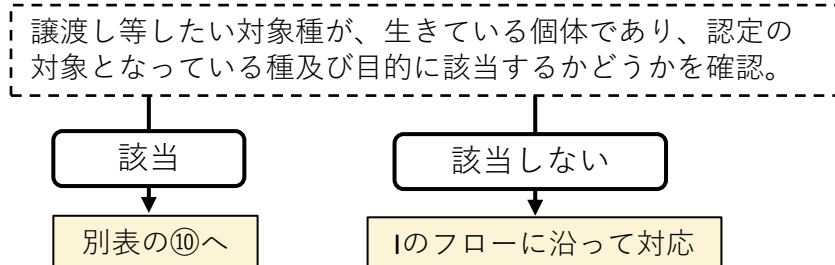
次ページへ

規制対象外

手続き不要



Ⅱ 認定希少種保全動植物園が譲渡し等を行う場合



※いずれにも該当しない場合
又は
判断に迷う場合は
個別にご相談ください。

	判定結果	必要な手続	使用する様式等	提出者・提出時期
①	特定第一種の個体等を譲渡し等する場合	譲渡し等の業務を伴う事業として行う場合、あらかじめ届出が必要です（法第30条）。それ以外の場合、手続は不要です（法第12条第1項第2号）	譲渡し等の業務を伴う事業として行う場合 特定国内種事業届出書（様式第34-1又は第34-2）	特定国内種事業を行うとする者が、あらかじめ提出します。
②	特定第二種の個体等を譲渡し等する場合	販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の場合、手続は不要です（法第12条第1項第3号）	—	—
③	個体等登録を受けた国際種の個体等を譲渡し等する場合	登録票とともに譲渡し等を行ってください。譲受け等をした者は、譲受け等した日から起算して30日以内に届出が必要です（法第21条）。	登録票、必要に応じて届出様式	譲受け等をした者が、譲受け等した日から起算して30日以内に提出します。
④	大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合	譲受け等後30日以内の届出又は通知となります（法第12条第1項第9号、施行規則第5条） → 3.1～3.5 参照	様式第14-1（返却時は様式第14-2）	譲受け等をした者が、譲受け等後30日以内に提出します。
⑤	登録博物館又は指定施設が展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く。）		様式第16-1（返却時は様式第16-2）	
⑥	重要文化財等の保存のための行為に伴う譲渡し等をする場合		様式第15	
⑦	非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合		様式第17	
⑧	緊急に保護を要するために捕獲等された生きている個体の譲渡し等をする場合		様式第13	
⑨	学術研究、繁殖、教育、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的で譲渡し等をする場合	民間が譲渡し等する場合、許可申請が必要です（法第13条）。 → 4.1 参照 国の機関又は地方公共団体が譲渡し等する場合 協議が必要です（法第54条第2項）。 → 4.2 参照	民間が譲渡し等する場合 譲渡し等をする側：様式第11／譲受け等をする側：様式第12 国の機関又は地方公共団体が譲渡し等する場合 譲渡し等をする側：様式第18／譲受け等をする側：様式第19	譲渡し等をする側及び譲受け等をする側の双方が、事前に提出します。
⑩	認定希少種保全動植物園等が譲渡し等をする場合	生きている個体であり、認定の対象となっている種及び目的に該当する場合には、許可申請及び協議は不要です（法第48条の10）。ただし、認定対象外の種又は目的、生きている個体以外の場合、又は譲渡し等の当事者の一方のみが認定希少種保全動植物園等である場合には、通常どおり許可申請又は協議が必要となる場合があります。 → 4.3 参照	認定内容による。必要に応じて様式第11、12、18又は19を使用します。	認定内容に該当する場合は提出不要です。該当しない場合は、検討フローを改めてご確認の上、該当する手続きが必要です。

(留意事項)

○標準処理期間について

- 個体等を譲渡し等する側と譲受け等する側の双方からの許可申請書又は協議書を環境省野生生物課で受付後、審査の上、許可書又は回答書を書面で送付します。審査の処理期間は1ヶ月を標準としていますが、許可申請又は協議が集中する時期にはもう少し時間が必要となる場合もあります。また、審査に入る前にも許可申請書又は協議書の内容修正や資料の追加等の事前調整に時間を要し、実際の許可又は回答が得られるまでに時間がかかるケースが多く見られますので、許可申請又は協議についてお考えの際には、本手引きを通読いただいた上で、あらかじめご相談ください。その上で十分な時間的余裕を持ち、許可申請書又は協議書をご提出いただくようお願いいたします。
- 個体等の状態、気候条件、輸送方法の手配、収容施設の状況やその他の事情により、譲渡し等の時期に特別の配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

○所有権のみを移転する譲渡し及び譲受けについて

- 個体等の実際の移動を伴わず、所有権のみが移転する場合であっても、譲渡し及び譲受けの許可申請又は協議が必要です。例えば、ある動物園 A が所有権をもっていたコツメカワウソについて、所有権帰属の整理のため所有権のみが水族館 B へ移転するとき、A から B への譲渡しの手続きを行っていただく必要がございます。

○他法令又は条例に基づく手続きについて

- 希少種の種類によっては、文化財保護法や、各都道府県条例など、種の保存法以外の法令に基づく手続きも必要な場合がありますので、各制度を所管する機関等にお問い合わせください。

3. 届出（通知）の手続きについて

次の3. 1～3. 5については届出又は通知（以下「届出（通知）」という。）により手続きが完了します。いずれも、譲受け等をした後 30 日以内に、譲受け等をした者から届出（国の機関・地方公共団体・公立の大学・公立博物館又は公立の指定施設の場合は通知）を提出してください。届出（通知）の様式は、譲受け等の主体及び目的により異なります。

3. 1 大学における教育又は学術研究のために譲渡し等及び譲受け等をする場合

- 様式第 14-1 を使用してください。
- 大学における教育又は学術研究の事後に、譲渡し等をした者に、当該個体等を返却する際には、様式第 14-2 を使用して大学における教育又は学術研究のために譲受け等をした者から届出（通知）を提出してください。

3. 2 博物館法に基づく登録博物館又は指定施設が展示のために譲渡し等及び譲受け等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

- 様式第 16-1 を使用してください。
- 登録博物館又は指定施設における展示の事後に、譲渡し等をした者に、当該個体等を返却する際には、様式第 16-2 を使用して登録博物館又は指定施設における展示のために譲受け等をした者から届出（通知）を提出してください。
- なお、登録博物館又は指定施設が生きている個体の譲渡し等及び譲受け等をする場合は、許可申請が必要です。

3. 3 文化財保護法に基づく重要文化財等の保存のための行為に伴う譲渡し等及び譲受け等をする場合

- 様式第 15 を使用してください。

3. 4 非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等及び譲受け等をする場合

- 様式第 17 を使用してください。

3. 5 緊急に保護を要するために捕獲等をした生きている個体の譲渡し等及び譲受け等をする場合

- 様式第 13 を使用してください。
- なお、「緊急に保護を要するために捕獲等をする」場合とは、傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合を指します。

4. 譲渡し等及び譲受け等の目的が、学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める場合

次の4. 1及び4. 2については、申請主体が民間か国又は地方公共団体かによって手続きが異なります。民間の場合は許可申請（4. 1）、国又は地方公共団体の場合は協議（4. 2）が必要です。また、認定希少種保全動植物園等の場合は、一定の条件の下であれば、許可申請及び協議は不要です（4. 3）。

4. 1 民間（私立の動物園・水族館等、法人、個人）が譲渡し等及び譲受け等をする場

申請書類の様式は、譲渡し等する側は様式第11、譲受け等する側は様式第12を使用してください。別添の様式第11及び様式第12の記入例を参照の上、記載してください。

（1）日付

- ・ 本申請をした年月日を記載してください。

（2）申請者

①個人の場合

- ・ 「個人の場合」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・ 「住所」、「氏名」、「職業」を記載してください。

②法人の場合

- ・ 「法人の場合」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・ 「主たる事務所の所在地」を記載してください。
- ・ 「名称」を記載してください。（例：「～株式会社」）
- ・ 「代表者等」に役職と氏名を記載してください。（例：「代表取締役 ○○ ○○」）
- ・ 「主たる事業」を記載してください。（例：「動物園事業」「運輸業」「レジャーサービス」など）
- ・ 「担当者」に部署と氏名を記載してください。（例：「～株式会社 ～部 △△ △△」）

（3）連絡先

- ・ 申請書について問い合わせさせていただくことがあるため、申請書について連絡が可能な担当者の電話番号とE-mailを記載してください。

（4）「譲渡し等の区分」又は「譲受け等の区分」

- ・ 該当のチェックボックスにチェックを入れてください。相手方と調整の上、以下のよう
に区分を組み合わせてください。
 - － 「譲渡し（所有権の移転）」と「譲受け（所有権の移転）」
 - － 「引渡し（占有の移転）」と「引取り（占有の移転）」
 - － 「譲渡し及び引渡し（所有権及び占有の移転）」と「譲受け及び引取り（所有権及び占有の移転）」

(5)「譲渡し等をしようとする個体等」又は「譲受け等をしようとする個体等」

①種名（和名等、学名）

種の保存法施行令（以下「施行令」という。）で指定している「和名（学名）」を記載してください。環境省ウェブサイト（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>）に掲載されている「種の保存法における規制対象種一覧」のリストで確認できます。

（例：「フンボルトペンギン（*Spheniscus humboldti*）」）

- 学名は、規制対象種一覧における記載に基づいて、イタリアック体のラテン語（アルファベット表記）で記載してください。

例：（正）イヌワシ（*Aquila chrysaetos japonica*）
（誤）イヌワシ（アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ）

- 和名について、規制対象種一覧における記載とは異なるものがある種等の場合でも規制対象種一覧の和名を記載してください。

例：（正）マダガスカルホシガメ（*Astrochelys radiata*）
（誤）ホウシャガメ（*Astrochelys radiata*）

- 学名について、規制対象種一覧で亜種として記載されている場合は、亜種名まで正確に記載してください。

例：（正）イヌワシ（*Aquila chrysaetos japonica*）
（誤）イヌワシ（*Aquila chrysaetos*）

- 規制対象種一覧で科や属として記載されている場合は、一般的な和名及び学名を記載してください。その上で、記載されている科や属についても記載してください。

例：科による指定の場合：
（正）ワオキツネザル（*Lemur catta*）（きつねざる科の一種）
（誤）ワオキツネザル（*Lemur catta*）
属による指定の場合：
（正）オオサンショウウオ（*Andrias japonicus*）（*Andrias* 属の一種）
（誤）オオサンショウウオ（*Andrias japonicus*）

②区分

- 該当のチェックボックスにチェックを入れてください。譲渡し等及び譲受け等の相手方と調整の上、区分を統一してください。
- 個体の器官又はその加工品に該当する場合は、規制対象種一覧における記載区分に応じた名称を、その他の個体等に該当する場合は、その具体的内容を、括弧内に記載してください。

③数量

- 数量を記載してください。

（例：「3点」、「1羽」、「最大 200 個体」）

- 繁殖目的である場合、有性生殖を行う種については、性別を明らかにする必要がありますので、性別と数量を記載してください。

（例：「4頭（雄2頭、雌2頭）」、「雌1頭」）

④所在地

- ・ 申請を行う時点において個体等が所在する場所を記載してください。個体等が所在する場所が施設の場合、施設名もあわせて記載してください。

(6)「譲渡し等をする目的」又は「譲受け等をする目的」

- ・ 該当のチェックボックスにチェックを入れてください。譲渡し等及び譲受け等の相手方と調整の上、目的を統一してください。

(7)「譲渡し等をする相手方」又は「譲受け等をする相手方」

***申請者本人の情報ではなく、譲渡し等及び譲受け等の相手方について記載してください。**

①個人の場合

- ・ 「個人の場合」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・ 「住所」、「氏名」、「職業」を記載してください。

②法人の場合

- ・ 「法人の場合」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・ 「主たる事務所の所在地」を記載してください。地方公共団体の場合は、県庁や市役所などの住所を記載してください。
- ・ 「名称」を記載してください。(例:「～株式会社」「〇〇県」)
- ・ 「代表者等」に役職と氏名を記載してください。(例:「代表取締役 〇〇 〇〇」「〇〇県知事 〇〇 〇〇」)
- ・ 「主たる事業」を記載してください。(例:「動物園事業」「運輸業」「レジャーサービス」「地方公共団体」)
- ・ 「担当者」に部署と氏名を記載してください。(例:「～株式会社 ～部 △△ △△」)
- ・ 相手方が認定希少種保全動植物園等である場合、備考欄等にその旨を記載して下さい。

(8)「生きている個体の譲渡し等をする際の輸送方法」又は「生きている個体の譲受け等をする際の輸送方法」

- ・ 「輸送設備」の括弧内に記載してください。(例:「専用のケージ」)
- ・ 「輸送方法」のチェックボックスにチェックを入れてください。複数選択可能です。「空輸」と「海送」の場合は、括弧内に区間を記載してください。(例:「空輸(羽田一那覇)」)

(9)「譲渡し等をする予定時期」又は「譲受け等をする予定時期」

- ・ 案件に応じ、柔軟に移動期間を調整しています。適時ご相談の上、下の例を参考に記載してください。

例	譲渡し等/譲受け等をする予定時期
通常	許可後1ヶ月以内
所有権のみ移転する場合	許可日以降 *協議の場合は「回答日以降」
感染症等の特別な事情を	許可後6ヶ月以内(鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ

考慮する必要がある場合	て柔軟に対応したいため)
-------------	--------------

(10)「譲渡し等をする個体等を取得した経緯」(様式第 11 のみ該当)

- ・ 譲渡し等をする個体等を取得した経緯を記載してください。具体的には、以下の内容が書かれていることが望ましいです。
 - － 取得した年月日・場所
 - － どこから取得したか
 - － 取得した理由
- ・ 以下に該当する場合、(12) ①イ「譲渡し等をする個体等の取得の経緯を明らかにする書類」を提出し、当該欄には「別紙のとおり(繁殖証明書)」等と記載してください。
 - － 申請者が繁殖させた個体等の場合
 - － 他の者から譲受け等した個体等の場合
 - － 輸入した個体等の場合
 - － 捕獲した個体等の場合
 - － 警察や検察から譲受け等した個体等の場合

(11)「譲受け等をした個体を飼養栽培しようとする場合」(様式第 12 のみ該当)

①所在地

- ・ 譲受け等をした個体が所在する予定の場所を記入してください。
- ・ 施設の場合、施設名もあわせて記載してください。

② 飼養栽培施設の規模・構造

- ・ 「飼養栽培施設の規模・構造がわかる図面及び写真」を提出し、当該欄には「別紙のとおり(図面・写真)」等と記載してください。詳細は次ページの(12) ②アをご参照ください。

③取扱者

- ・ 「住所」は、実際に飼養栽培を行う担当者の勤務先住所を記載してください。
- ・ 「氏名」は、実際に飼養栽培を行う担当者の氏名を記載してください。
- ・ 「職業」は、実際に飼養栽培を行う担当者の職業や役職、担当の係等を記載してください。(例:「〇〇類担当飼育員」「獣医師」)
- ・ 「飼養栽培に関する経歴」は、飼養栽培を行う担当者の経歴を記載してください。(例:「猛禽類担当 10 年、飼育業務に従事」「コツメカワウソ飼育担当歴〇年」)

(12) 添付資料

①譲渡し等をする側

「譲渡し等をする個体の写真」及び「譲渡し等をする個体の取得の経緯を明らかにする書類」が必要です。

ア 譲渡し等をする個体等の写真

譲渡し等をする個体等が 1 個体ずつ区別できる場合で、個別の写真撮影が可能な場合は、個体識別に必要な特徴がわかるようにするため、カラーで、正面、側面及び個体識別に有効な部分等を撮影し、A4 の用紙に貼付したもの又はデジタルデータを貼り付けた A4

の PDF ファイル若しくはそれを印刷したものを提出してください。

群れ飼いで個別の写真撮影が難しい場合、まとめて撮影した写真の横に説明等を書き添えてください。

イ 譲渡し等をする個体等の取得の経緯を明らかにする書類

譲渡し等を行う者が繁殖させた個体の場合	- 申請者名（園館長名又は管理者名）で発出した繁殖証明書（繁殖年月日、血統登録番号等の情報を記載。当該個体の両親も繁殖個体である場合、同様に記載してください。野生で捕獲した個体の場合、許可書又は同意書を得て捕獲した旨及び文書番号を記載してください。） - 種の保存のため、生物学的な観点からの判断に基づき、繁殖時のレポートを求める場合もあります。
他の者から譲受け等した個体等の場合	- 希少種に指定された後に入手した場合は、前回移動時の環境省から交付された譲渡し等の許可書の写し - 希少種に指定される前に個体等を取得した場合は、譲渡証明書又は経緯書（規制前取得である旨を記載してください。）
輸入した個体等の場合	輸入の経緯を示した書類（税関から交付された輸入許可通知書、経済産業省から交付された輸入承認書等）
捕獲等した国内種の個体等の場合	- 捕獲等許可に係る許可又は同意を得た者である場合は、種の保存法に基づく捕獲等許可書又は協議に対する同意書 - 捕獲等許可に係る許可又は同意を得た者ではないが、捕獲等許可申請において「捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合」の「取扱者」欄に記載された者である場合は、種の保存法に基づく捕獲等許可書又は協議に対する同意書に記載された許可等番号、許可又は同意を得た者、当該者との関係性などの経緯がわかる資料 - 種の保存法による規制適用前に捕獲等した場合は、捕獲日時や捕獲場所等、経緯を示した資料
警察や検察から譲受け等した個体等の場合	- 拾得物又は押収物で所有権放棄された個体等として譲受け等した経緯がわかる書類 「押収され所有権放棄された希少野生動植物種の個体等の譲渡しについて(協力要請)」(平成 20 年 3 月 26 日付け環自野発第 080326008 号)に基づき、環境省から譲受け等した者に対して発出する事務連絡

② 譲受け等をする側

「譲受け等をした個体を飼養栽培する施設の図面及び写真」及び「申請目的を明らかにする書類」が必要です。

ア 譲受け等をした個体を飼養栽培する施設の図面及び写真（規模構造がわかるもの）

- 譲受け等をした個体を飼養栽培しようとする場合のみ、必要な書類となります。

- 写真：カラーで、施設の正面及び側面の写真及び施設の内外の設備が分かるよう撮影したもの。
- 図面（平面図、立面図等）：譲受け等をする個体を飼養栽培する部屋等を明示してください。施設の面積と高さがわかるようにしてください。写真で提出した施設内の設備について、設置してある場所を記入してください。

イ 申請目的を明らかにする書類

（ア） 学術研究目的の場合

研究計画書	学術研究の計画を記した書類又は資料等を添付してください（別添の研究計画書の記入例参照）。
過去の実績一覧又は推薦書	譲受け等をする申請者が研究機関等に所属していない個人等の場合、申請者による学術論文等の過去の研究実績一覧や研究機関に所属する有識者による推薦書を求める場合があります。

（イ） 繁殖目的の場合

繁殖計画書	繁殖の目的、繁殖の相手に関する情報（年齢、繁殖成功経験、取得の経緯）、繁殖方法、繁殖した後の個体（当該個体及び子孫）の取扱い方針等について記載してください。（別添の繁殖計画書の記入例参照。押印は必須ではありません。）
種別計画管理者による確認書	当該種について公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性委員会の種管理計画がある場合（ただし、日本産希少淡水魚を除く）は、譲渡し等が種管理計画に沿ったものである旨の確認を受けたことを証する書類を、当該種の種別計画管理者に作成してもらってください。
過去の実績	譲受け等をする申請者が個人の場合、申請者による過去の当該種又は類似種に係る繁殖実績を記した書類又は資料等を添付してください。

（ウ） 教育目的の場合

- 教育計画書（別添の教育計画書の記入例参照）や展示施設の定款等、教育に資する公益性が確認できる書類又は資料を添付してください。

（エ） 生息状況調査目的の場合

- 調査計画書、過去の実績について添付してください。

4. 2 国の機関又は地方公共団体が譲渡し等及び譲受け等をする場合

協議書類の様式は、譲渡し等する側は様式第 18、譲受け等する側は様式第 19 を使用してください。別添の様式第 11 及び様式第 12 の記入例を参照の上、記載してください。

（1） 日付

4. 1. （1）を参照ください。

(2) 協議者

- ・「代表者等」に役職と氏名を記載してください。(例:「〇〇県知事 〇〇 〇〇」)
- ・「担当者」に部署と氏名を記載してください。(例:「〇〇県 ~課 △△ △△」、「●市立動物園 ××」)

(3) 連絡先

4. 1. (3) を参照ください。

(4) 「譲渡し等の区分」又は「譲受け等の区分」

4. 1. (4) を参照ください。

(5) 「譲渡し等をしようとする個体等」又は「譲受け等をしようとする個体等」

4. 1. (5) を参照ください。

(6) 「譲渡し等をする目的」又は「譲受け等をする目的」

4. 1. (6) を参照ください。

(7) 「譲渡し等をする相手方」又は「譲受け等をする相手方」

4. 1. (7) を参照ください。

(8) 「生きている個体の譲渡し等をする際の輸送方法」又は「生きている個体の譲受け等をする際の輸送方法」

4. 1. (8) を参照ください。

(9) 「譲渡し等をする予定時期」又は「譲受け等をする予定時期」

4. 1. (9) を参照ください。

(10) 「譲渡し等をする個体等を取得した経緯」(様式第 11 のみ該当)

4. 1. (10) を参照ください。

(11) 「譲受け等をした個体を飼養栽培しようとする場合」(様式第 12 のみ該当)

4. 1. (11) を参照ください。

(12) 添付資料について

4. 1. (12) を参照ください。

4. 3 認定希少種保全動植物園が譲渡し等又は譲受け等をする場合

認定希少種保全動植物園(以下「認定園」という。)が、認定時に申請している種と目的において譲渡し等又は譲受け等をする場合、生きている個体に限り、許可申請及び協議は不要です。

認定時に申請している種であっても、教育、繁殖、学術研究目的で申請している場合は、その他の目的(例えば、輸出に伴う一時飼養、施設の改修工事に伴う一時預け、所有権の帰属の整

理、返却など)で譲渡し等が行われる際は、申請時の目的に該当しないため、認定園であっても許可申請又は協議が必要です。

また、認定園と譲渡し等及び譲受け等が行われる場合であっても、片方が認定園でない者である場合には、認定園でない者は許可申請又は協議が必要です。例えば、譲渡し等する C が認定園であり、譲受け等をする D が認定園ではない場合、D のみ譲受け等の許可申請又は協議が必要です。なお、認定園と譲渡し等又は譲受け等をおこなう場合の許可申請又は協議の際には、譲渡し等又は譲受け等をする相手方が認定園であることが許可申請書又は協議書の備考欄等に記載されます。

希少野生動植物種譲渡し等許可申請書

譲渡し等をする者の
申請書及び協議書記載例

●●●●年 ●月●●日

申請の日付を記入。和暦・西暦どちらでも可。修正が生じた場合は、修正後、本提出時の日付を記入。

環 境 大 臣 殿

申 請 者

「個人の場合」又は「法人の場合」どちらかにチェックを入れて記入。

☒ 個人の場合

住 所 〒●●●●—●●●●
 ○○県○○市○○ ●—●●●—●●● ●ご自宅の住所を記入

氏 名 自然 太郎

職 業 ○○○○○○
 職業を記入（会社員、団体職員、自営業、農業、高校教諭、大学教員、公務員、無職など）
 会社名・所属先名は不要です。

☒ 法人の場合

主たる事務所の所在地 〒●●●●—●●●●
 ○○県○○市○○ ●—●●●—●●● ●会社などの住所を記入

名 称 株式会社○○

代表者等 代表取締役 川海 次郎
 （役職・氏名）

主たる事業 水族館の運営

担当者 飼育展示部 水田 花子
 （部署・氏名）

連 絡 先

必ず連絡のつく担当者の電話番号を記入してください。携帯電話も可。

電 話 番 号 ●●●●—●●●●—●●●●

E - m a i l ○○○○○○○○@○○○.○○.○○

必ず確認するメールアドレスを記入してください。メールアドレスが無い場合はご相談ください。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第13条第2項の規定に基づき、希少野生動植物種の個体等の譲渡し、引渡し又は譲渡し及び引渡し（本様式において「譲渡し等」という。）について、次のとおり申請します。

譲 渡 し 等 の 区 分	☐ 譲渡し（所有権の移転） ☐ 引渡し（占有の移転） ☐ 譲渡し及び引渡し（所有権及び占有の移転）
---------------	--

帰属の整理などで、所有権のみ移転する場合は、「譲渡し」にチェックを入れる。

ブリーディングローンや、イベントでの展示などのために一時的に貸し出したい（引渡ししたい）場合など、占有のみ移転する場合は、「引渡し」にチェックを入れる。

所有権及び占有を相手に渡す場合は「譲渡し及び引渡し」にチェックを入れる。

譲渡し等 をしよう とする個 体等	種名（和名等、学名）		フンボルトペンギン (<i>Spheniscus humboldti</i>)	
	区分	※個体の器官又はその加工品に該当する場合は、種の保存法施行令別表第5に掲げられた区分に応じた名称を、その他の個体等に該当する場合は、その具体的内容を、括弧内に記入すること。	☒ 生きている個体 ☐ 卵 ☐ 種子 ☐ 剥製その他の標本 ☐ 個体の器官又はその加工品 名称（ ） ☐ その他の個体等（ ）	
	数	量	雄1羽 雌2羽	
	所在地 (施設にあつてはその名称を含む。)	〒●●●●-●●●● ○○県○○市○○ ●●-●●●●-●●●● 譲渡し等をしようとする個体等が存在する住所を記入。	該当する区分にチェックを入れる。複数選択可。 「個体の器官又はその加工品」は、歯・爪等の器官を譲渡し等する場合にチェックし、()内に該当する器官名を記入。 「その他の個体等」は、既存の区分に該当しない場合にチェックし、()内に「死体」等と記入。 繁殖目的の場合は性別も記入。ただし、繁殖目的の場合であっても判別が難しい場合は環境省にご相談ください。 種、区分、目的が複数存在し、まとめて申請する場合は、以下のように記入。 「ノグチゲラ○羽、ヤンバルクイナ○羽」 「爪、歯を含む全身骨格標本○個体分」 「教育 雌○頭、繁殖 雄○頭」	
譲渡し等をする目的			☐ 学研究 ☒ 繁殖 ☐ 教育 ☐ その他（ ）	
譲渡し等 をする相 手方	☒ 個人の場合	住 所	○○県○○郡○○町○○ ●●-●●●●-●●●●	
		氏 名	環境 萌恵	
		職 業	○○○○	
	☒ 法人の場合	主たる事務所の所在地 (施設にあつてはその名称を含む。)	〒●●●●-●●●● ○○県○○市○○ ●●-●●●●-●●●● 譲渡し等をしようとする相手方の申請書に記載している代表者名にあわせて住所を記入。 知事であれば県庁の住所、園長の場合は動物園の住所を書くなど。	
		名 称	○○県	
		代表者等 (役職・氏名)	○○県知事 山里 景一	
主たる事業		地方公共団体		
輸送設備（専用の輸送箱）			輸送方法 ☒ 陸送 車などで陸送を伴う場合にはチェックをつける。 ☒ 空輸 区間（羽田—新千歳） ☐ 海送 区間（ ）	
生きている個体の譲渡し等をする際の輸送方法				
譲渡し等をする予定時期			占有移転がある場合の記載例： 許可後1か月以内（11月頃） 許可後6か月以内（鳥インフルエンザの状況を踏まえて柔軟に判断したいため） 所有権のみ移転する場合の記載例： 許可日以降	
譲渡し等をする個体等を取得した経緯			別紙のとおり（繁殖証明書）	
備 考			経緯を別紙ではなく、ここに記載することも可能です。その場合は、取得年月日や場所、取得時の状況なるべく詳細にご記載ください。	

希少野生動植物種譲受け等許可申請書

譲受け等をする者の
申請書及び協議書記載例

●●●●年 ●月●●日

申請の日付を記入。和暦・西暦どちらでも可。修正が生じた場合は、修正後、本提出時の日付を記入。

環 境 大 臣 殿

申 請 者

「個人の場合」又は「法人の場合」どちらかにチェックを入れて記入。

☒ 個人の場合

住 所 〒●●●●—●●●●
 ○○県○○郡○○町○○ ●—●●●●—●●●●

氏 名 自然 太郎

職 業 ○○○○

ご自宅の住所を記入

職業を記入（会社員、団体職員、自営業、農業、高校教諭、大学教員、公務員、無職など）
会社名・所属先名は不要です。☒ 法人の場合

主たる事務所の所在地 〒●●●●—●●●●
 ○○県○○市○○ ●—●●●●—●●●●

名 称 株式会社○○

代 表 者 等 代表取締役 川海 次郎
 （役職・氏名）

主たる事業 水族館の運営

担 当 者 飼育展示部 水田 花子
 （部署・氏名）

会社などの住所を記入

連 絡 先

必ず連絡のつく電話番号を記入してください。携帯電話も可。

電 話 番 号 ●●—●●●●—●●●●

E - m a i l ○○○@○○○○.○○.○○

必ず確認するメールアドレスを記入してください。メールアドレスが無い場合はご相談ください。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第13条第2項の規定に基づき、希少野生動植物種の個体等の譲受け、引取り又は譲受け及び引取り（本様式において「譲受け等」という。）について、次のとおり申請します。

譲 受 け 等 の 区 分	☐ 譲受け（所有権の移転） ☐ 引取り（占有の移転） ☐ 譲受け及び引取り（所有権及び占有の移転）
---------------	--

帰属の整理などで、所有権のみ移転する場合は、「譲受け」にチェックを入れる。

フリーディングローンや、イベントでの展示などのために一時的に借りるなど、占有のみ移転する場合は、「引取り」にチェックを入れる。

所有権及び占有を移転する場合は「譲受け及び引取り」にチェックを入れる。

譲受け等をする個体等	種名（和名等、学名）		フンボルトペンギン (<i>Spheniscus humboldti</i>)	
	区分	※個体の器官又はその加工品に該当する場合は、種の保存法施行令別表第5に掲げられた区分に応じた名称を、その他の個体等に該当する場合は、その具体的内容を、括弧内に記入すること。	☒ 生きている個体 ☐ 卵 ☐ 種子 ☐ 剥製その他の標本 ☐ 個体の器官又はその加工品 名称（ ） ☐ その他の個体等 （ ）	
	数	量	雄1羽 雌2羽	
譲受け等を	所在地	〒●●●●-●●●● ○○県○○市○○ ●-●●●-		
	(施設にあってはその名称を含む。)			
譲受け等をする目的			☐ 学研究 ☒ 繁殖 ☐ 教育 ☐ その他（ ）	
譲受け等をする相手方	☒ 個人の場合	住所	○○県○○郡○○町○○ ●-●●●●-●●●●	
		氏名	環境 萌恵	
		職業	○○○○	
	☒ 法人の場合	主たる事務所の所在地 (施設にあってはその名称を含む。)	〒●●●●-●●●● ○○県○○市○○ ●-●●●●-●●●●	
		名称	○○県	
		代表者等 (役職・氏名)	○○県知事 山里 景一	
		主たる事業	地方公共団体	
生きている個体の譲受け等をする際の輸送方法			輸送設備（専用の輸送箱） 標本など生体でなければ記入不要。 輸送方法 ☒ 陸送 車などで陸送を伴う場合にはチェックをつける。 ☒ 空輸 区間（ 羽田—新千歳 ） ☐ 海送 区間（ ）	
譲受け等をする予定時期			占有移転がある場合の記載例： 許可後1か月以内（11月頃） 許可後6か月以内（鳥インフルエンザの状況を踏まえて柔軟に判断したいため） 所有権のみ移転する場合の記載例： 許可日以降	

譲受け等 をした個 体を飼養 栽培しよ うとする 場合	所在地 (施設にあってはその名称を含む。)		〇〇県〇〇市〇〇 ●—●●—●● (〇〇水族館)
	飼養栽培施設の規模・構造		別紙のとおり(図面・写真)
	取扱者	住所	〇〇県〇〇市〇〇 ●—●●—●●
		氏名	大沼 一郎、滝 夏子
		職業	〇〇水族館職員
	飼養栽培に関する経歴	大沼 一郎 〇〇水族館でイルカと鳥類を主に担当。現在は〇〇水族館飼育展示部長。飼育員歴40年、フンボルトペンギンの飼育歴15年。 滝 夏子 〇〇水族館で魚類と鳥類を主に担当。現在は〇〇水族館飼育展示部△△係。飼育員歴15年、フンボルトペンギンの飼育歴5年。	
備考			目的ごとの計画書に別紙として記載することも可能です。

譲受け等をする相手方が認定園の場合は、備考欄に「本件は、認定希少保全動植物園である〇〇動物公園からの譲受け及び引取りである。」等とご記載ください。

繁殖計画書

公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性保全委員会の繁殖計画（ない場合はこの限りでない）及び当該譲受け等に係る園館間の当該種の繁殖計画をもとに記載してください。

1. 繁殖目的

当館ではコツメカワウソ1頭（雄1頭、雌0頭）を飼育しているが、遺伝的多様性の確保のため、当館の飼育個体と遠い血統の雌1頭（血統番号：〇〇、××動物園帰属）を××動物園より搬入し、当館で飼育する雄個体との間で飼育下繁殖を行う。本種は公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性保全委員会の保存事業のなかで血統登録されており、今回の移動及び繁殖は、種管理計画に則しており、種別計画管理者の指導のもと実施するものである。

・個体（性別、生年月日、年齢、個体名、所有権の帰属、国内血統登録番号等）
・繁殖成功経験
・取得の経緯を記載してください。

2. 譲受け等をする個体の繁殖相手に関する情報

- ・個体の情報 雄、2023年X月X日生まれ、〇歳、個体名：〇〇〇、所有権の帰属：△△動物園、血統番号：〇〇）
- ・繁殖成功経験 あり
- ・取得の経緯 2023年X月X日に当園にて誕生。

ペアリング、群れへの順化方法など、繁殖に向けた取組等を具体的に記述してください。

3. 繁殖方法

導入個体1頭は●●動物公園●●舎において飼育される。
移動当初は●●舎の一室において飼育し、導入個体の健康状態や個体特性の把握に努める。導入個体は若齢の為、導入当初は年齢の近い個体のグループと混合して管理を行い、隣接する収容部屋で見合いをさせた後、雌雄の反応を観察する。好ましい反応が認められた場合は、飼育担当者や獣医師の監視下において同居を試み、交尾を促していく。

交尾が確認された場合は、雌個体の行動などから妊娠を判断し、妊娠が確認された場合は産室への馴致など出産に向けた飼育に切り替える。

交尾及び妊娠が確認されなかった場合は、同居を継続し、繁殖を図る。

繁殖した後の個体の帰属について記載してください。

4. 繁殖した後の個体（譲受け等をした個体及び子孫）の取扱い方針等

- ・譲受け等をした個体：当館で継続飼育。
- ・繁殖個体：所有権の帰属については、××動物園との協議にて決定する。

5. 飼育管理体制

健康管理体制、飼育担当者等を記載してください。

- ・日常の健康確認：身体、行動、採食状況、糞便等を観察し異常があれば獣医師による治療を実施する。
- ・異常が見られた場合の対応方法：獣医師による治療及び、状況によって隔離等の対応を取る。
- ・管理体制：（飼育担当者）飼育展示部 部長
担当

飼育担当者の経歴も記載してください。
(例：「コツメカワウソ飼育担当歴〇年」)

(獣医師) 主任

研究計画書

1. 研究タイトル

2. 研究動機・背景

(申請種の状況やなぜその研究が必要か、どのような課題が生じているかを記載)

3. 研究目的

(何を明らかにするのか、当該研究による直接的な結果を記載)

4. 研究意義

(申請種の保全にどのように活用できるか等、当該研究による大局的な意義を記載)

5. 研究方法

6. 研究成果発表の方法及び発表の目途

7. 共同研究者

8. 所属学会

9. 関連研究実績

10. 参考文献

11. その他

(研究室に所属する学生が関与する可能性がある場合は、その旨を記載。)

園館名：

作成責任者：

教育計画書

教育活動の目的と、種の保存の重要性に関する普及啓発との関連について、具体的に記載してください。

1. 教育目的

〇〇の剥製を展示し、××島における自然生態系の希少性や重要性、本種が個体数を減らしてきた経緯、その後の行政機関及び地域関係者の協力のもとでの保護活動について、来館者への理解促進を図ると共に、種の保存の意義をわかりやすく教育・普及することが目的である。

譲受け等をする個体等を教育に供する方法等について、具体的に記載してください。

2. 方法

当該剥製は、△△館△△コーナーに設置しているガラス展示棚で展示するとともに、パネルで本種の生態や絶滅のおそれに瀕している状況について掲示する。

また、学芸員が来館者に向けて本種の生態や歴史、保護活動、種の保存法で採集や移動等が制限されていることについて解説し、周知を図る。

展示の状況を具体的にイメージできる写真を添付してください。写真内に設置予定図を挿入していただいてもかまいません。

企画展名：

展示期間： から まで

写真 1

写真 2

展示イメージ

4. 管理体制

主責任者

副責任者

担当者

5. 展示終了後の個体の扱い

展示終了後は、●●博物館に返却する。

用語集

個体	個体とは、自然の状態において、その種が通常備えている外形的、生理的構造を有する有機体の全体を示します。動植物の個体そのもののほかに、卵及び種子も含まれます。個体については、生死を問いません。
器官	器官とは、種の保存のための措置を講じる必要があり、かつ、種を容易に識別できるものを示します。（例：毛、皮、爪、羽毛など）種毎に規制されている器官は、種の保存法施行令別表第五のうち「器官」の欄をご確認ください。
加工品	加工品とは、個体の加工品と器官の加工品をいい、製品及び作成過程の加工品も含みます。 種毎に規制されている加工品は、種の保存法施行令別表第五のうち「加工品」の欄をご確認ください。
譲渡し/譲受け	所有権のみの移転を示します。
引渡し/引取り	占有（個体、器官及び加工品を管理する者の変更）のみの移転を示します。
希少野生動植物種	国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、及び緊急指定種の総称です。なお、緊急指定種は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種について、その保存を特に緊急に図る必要があると認められるときに指定されます。
国内希少野生動植物種	本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種を示します。種の保存法施行令別表第一をご確認ください。
特定第一種 国内希少野生動植物種	次のいずれにも該当する国内希少野生動植物種を示します。種の保存法施行令別表第三をご確認ください。 • 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 • 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
特定第二種 国内希少野生動植物種	次のいずれにも該当する国内種を示します。種の保存法施行令別表第四をご確認ください。 • 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 • 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 • 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 • 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）を示します。種の保存法施行令別表第二をご確認ください。